

## 茂原市長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づく認定事務に関し必要な事項を定め、認定事務処理の円滑な運用に資するため策定する。

(受付)

第2条 法第5条各項の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出されたときは、次の各号について受付チェックリスト（別記第1号様式）により確認するとともに受付簿（別記第2号様式の1）に記載し、受理するものとする。

- (1) 認定申請に係る住宅が、市長が認定事務を所掌する区分に該当すること。
- (2) 認定申請書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）に規定する様式を使用しており、記載事項に漏れがないこと。
- (3) 添付図書は、規則第2条第1項に規定する図書の種類とし、市長が必要と認める図書は、第3条の規定によること。
- (4) 認定申請書及び添付図書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- (5) 認定申請手数料として、茂原市手数料条例（平成12年茂原市条例第3号）により定められた手数料が、茂原市財務規則（昭和59年茂原市規則第2号）第30条に規定する納入通知書により納付されていること。

(必要と認める図書)

第3条 規則第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質法」という。）第31条第1項又は第33条第1項の登録を受けた者が行う同法第31条第1項に基づく住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれ

と同等の住宅型式性能確認書を含む。以下「住宅型式性能認定書等」という。)の写し

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し

(3) 長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書。ただし、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。

(4) 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に適合することが明記されたもの（居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準チェックリスト（別記第3号様式））

(5) 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準に適合することが明記されたもの（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準チェックリスト（別記第3号様式の2））

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合にあつては、当該確認済証の写し

(7) 新築時等に建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けている場合にあつては、当該検査済証の写し

(8) 新築時等に長期優良住宅として法第6条第1項の規定による認定を受けている場合にあつては、法第14条第1項の規定による認定取消通知書の写し

2 規則第2条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる明示することを要しない事項のみが記載されている図書とする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、住宅型式性能認定書等の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画

等の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（住宅型式性能確認書においては長期優良住宅建築等計画等の認定）申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（確認申請書の提出部数）

第4条 法第6条第2項の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書（以下「確認申請書」という。）の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意が必要な場合は、1部を加えるものとする。

- 2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項で定める構造計算適合性判定を要する場合は、同法第6条の3第7項又は第18条第10項で定める適合判定通知書又はその写しを正本1部及び副本1部提出するものとする。

（台帳）

第5条 認定申請書を受理したときは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定台帳（別記第4号様式。以下「台帳」という。）に所定の事項を記載するものとする。

（審査）

第6条 認定の審査は、次の各号によるものとする。

- (1) 審査用チェックシート（別記第5号様式）により認定の審査を行い、審査が終了したときは認定申請書に添付すること。
- (2) 認定の審査をした結果、申請内容に不明事項等があるときは、連絡書（別記第6号様式）により申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めるものとする。

（計画の通知）

第7条 法第6条第3項の規定による通知は、計画通知書（別記第7号様式）に確認申請書を添えて行うものとする。

- 2 確認申請書の部数は、第4条に定めるところによる。

(認定の通知)

第8条 認定基準に適合すると認められる場合は、認定通知書（規則第2号様式をいう。）に認定申請書の副本及びその添付図書を添えて次の各号により交付するものとする。

(1) 認定通知書は、住戸ごとに作成すること。

(2) 受付簿（別記第2号様式の1）に受領印をもらうこと。

(軽微な変更)

第9条 法第6条第1項の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、認定を受けた計画に係る住宅の建築に規則第7条に定める軽微な変更が生じた場合は、速やかに軽微な変更届（別記第8号様式）及び変更に係る図書を提出するものとする。ただし、第14条で定める建築工事の完了報告の前に生じた軽微な変更は、建築工事の完了報告と同時とすることができる。

2 前項の規定による届出があったときは、次の各号によるものとする。

(1) 軽微な変更届及び変更に係る図書は、正本1部及び副本1部が提出されていることを確認すること。

(2) 台帳に所定の事項を記載すること。

(変更の申請)

第10条 法第8条又は法第9条の規定による変更認定申請書が提出されたときは、第2条から第8条までの規定を準用するものとする。ただし、受付簿は別記第2号様式の2によるものとし、台帳に所定の事項を記載することとする。

(地位の承継)

第11条 法第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継申請が提出されたときは、第2条から第8条までの規定を準用するものとする。ただし、受付簿は別記第2号様式の3によるものとし、台帳に所定の事項を記載することとする。

(申請の取下げ)

第12条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定を申請した者、法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第3項の規定による変更の認定を申請した者又は法第10条の規定による承認を申請した者が、市長が計画の認定、計画の変更の認定又は承認をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第9号様式）を市長に届けることとする。

2 前項の規定による届出があったときは、次の各号によるものとする。

(1) 取下げ届は、正本1部及び副本1部が提出されていることを確認すること。

(2) 取下げ届を受理したときは、受付簿（別記第2号様式の4）及び台帳に所定の事項を記載すること。

(3) 申請書類は、取下げ届の副本を認定申請書の副本に添えて、申請者又は委任状に記載された代理人に返却するものとし、受付簿に受領印をもらうこと。

（取りやめ）

第13条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ届（別記第10号様式）に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて市長に届け出ることとする。

2 前項の規定による届出があったときは、次の各号によるものとする。

(1) 取りやめ届は、正本1部が提出されていることを確認すること。

(2) 取りやめ届を受理したときは、受付簿（別記第2号様式の5）及び台帳に所定の事項を記載すること。

(3) 法第14条第2項の規定による認定を取り消した旨の通知は、認定取消通知書（別記第11号様式）を認定申請書の副本及びその添付図書に添えて、申請者又は委任状に記載された代理人に返却するものとし、受付簿に受領印をもらうこと。

（建築工事の完了報告）

第14条 認定を受けた計画に係る住宅の建築が完了した認定計画実施者に対し、法第12条の規定により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（別記第12号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して報告を求めるものとする。

(1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し。ただし、建築確認が不要な場合は、2面以上の建築物の外観写真とする。

(2) 次のいずれかに該当する図書

ア 住宅品質確保法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の写し

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し

ウ 建築基準法第5条の4第4項の規定によらない場合、工事施工者が工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかを確認した結果を記載した報告書

2 前項の報告書の提出があった場合は、次の各号によるものとする。

(1) 報告書は、正本1部が提出されていることを確認すること。

(2) 受付簿（別記第2号様式の6）及び台帳に所定の事項を記載すること。

（認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告）

第15条 法第12条の規定により、認定計画実施者に対し、市長が報告を求める場合は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告書（別記第13号様式）によるものとする。

2 前項の報告書の提出があった場合は、次の各号によるものとする。

(1) 報告書は、正本1部が提出されていることを確認すること。

(2) 台帳に所定の事項を記載すること。

（保存期間）

第16条 長期優良住宅建築等計画等の認定申請等に係る書類及び図書の保存期間は15年、台帳の保存期間は永年とする。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日茂原市告示第54号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日茂原市告示第55号抄）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に茂原市告示の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年2月18日茂原市告示第18号）

この告示は、令和4年2月20日から施行する。

附 則（令和4年9月22日茂原市告示第146号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月8日茂原市告示第14号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。